

町田市わくわくプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市わくわくプラザ条例の一部を改正する条例

町田市わくわくプラザ条例（平成 5 年 6 月町田市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 4 条関係）

施設名称	利用単位及び利用料金（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで）	全日（午前 9 時から午後 1 0 時まで）
第 1 会議室	6 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 2 0 0
第 2 会議室	3 0 0	4 0 0	4 0 0	1, 1 0 0
講習室	1, 2 0 0	1, 8 0 0	2, 3 0 0	5, 3 0 0

附 則

この条例は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(利用料金) 第 14 条 略 <u>2</u> 略	(利用料金) 第 14 条 <u>会議室等のうち、別表に掲げるものは有料とする。</u> <u>2</u> 略 <u>3</u> 略

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表(第14条関係)

施設名称	利用単位及び利用料金(円)			
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
第1会議室	600	800	800	2,200
第2会議室	300	400	400	1,100
講習室	1,200	1,800	2,300	5,300

町田市わくわくプラザ条例新旧対照表(改正前)

別表(第14条関係)

会議室等利用料金

利用単位 名称	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
第1会議室	500円	700円	700円	1,800円
第2会議室	300円	400円	400円	1,100円
講習室	1,000円	1,500円	1,900円	3,900円